



鳥取県公報

平成18年 8月 1日(火)
号外第116号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (72) (税務課) 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県税条例（以下「条例」という。）の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) ゴルフ場利用税の税率の適用区分（等級決定）について、規則中引用している条例の根拠条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第72号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(保全担保の提供命令等)	(保全担保の提供命令等)
第18条 略	第18条 略
2 略	2 略

3 所長は、法第16条の3第8項又は第9項の規定により担保を解除したときは、第15号様式の3による保全担保解除通知書で当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(等級決定の通知)

第40条 所長は、条例第126条第3項の規定により等級を決定したときは、第58号様式による通知書でその旨を通知しなければならない。

第53号様式の3 (第35条の3、第37条の2関係)

法人県民税	次のとおり更正 (決定)
法人事業税	更正決定通知書
加算金	したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。
略	年 月 日
	職 氏 名 印
略	

略			
更生 (決定) 額			
資本割			
資本等の額	均等割額	算定月数	月
略	均等割額		
略			
略			

第58号様式 (第40条関係)

略
上記のとおり、鳥取県税条例第126条第3項の規定によって決定しましたので通知します。
年 月 日
職 氏 名 印

お知らせ 略

3 所長は、法第16条の3第7項又は第8項の規定により担保を解除したときは、第15号様式の3による保全担保解除通知書で当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(等級決定の通知)

第40条 所長は、条例第126条第2項の規定により等級を決定したときは、第58号様式による通知書でその旨を通知しなければならない。

第53号様式の3 (第35条の3、第37条の2関係)

法人県民税	次のとおり更正 (決定)
法人事業税	更正決定通知書
加算金	したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。
略	年 月 日
	職 氏 名 印
略	

略			
更生 (決定) 額			
資本割			
資本等の金額	均等割額	算定月数	月
略	均等割額		
略			
略			

第58号様式 (第40条関係)

略
上記のとおり、鳥取県税条例第126条第2項の規定によって決定しましたので通知します。
年 月 日
職 氏 名 印

お知らせ 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。